



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

●4月からの社会保険関係の制度改正

協会けんぽにおける保険料率が、平成23年4月給与天引き分から、全国平均で9.50% (従来は9.34%) に引き上げられています。保険料率の高い順にならべると次の通りです。最も高いのは、北海道、佐賀県の「9.60%」、最も低いのは長野県の「9.39%」となっています。

また、「出産育児一時金」や「在職老齢年金」の支給停止基準額が改定となっています。

1. 「協会けんぽの保険料率」の改定

保険料率	都道府県	保険料率	都道府県
9.60%	北海道、佐賀県	9.50%	宮城県、福井県、岐阜県、京都府、宮崎県
9.58%	福岡県	9.49%	神奈川県、沖縄県
9.57%	香川県、大分県	9.48%	東京都、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県
9.56%	大阪府、徳島県	9.47%	福島県、栃木県、群馬県
9.55%	岡山県、高知県、熊本県	9.46%	山梨県
9.54%	秋田県、山口県	9.45%	岩手県、山形県、埼玉県
9.53%	広島県、長崎県	9.44%	茨城県、千葉県、富山県
9.52%	石川県、兵庫県、奈良県	9.43%	新潟県、静岡県
9.51%	青森県、和歌山県、島根県、愛媛県、鹿児島県	9.39%	長野県

2. 「出産育児一時金制度」の見直し

出産育児一時金の支給額は、引き続き「原則42万円」となっていますが、直接支払制度を継続したうえで、小規模施設などでは「受取代理」(妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される)が制度化され、窓口での負担軽減が図られています。

3. 在職老齢年金の支給停止基準額の改定

在職老齢年金の支給停止の基準額について、「47万円」が「46万円」に改定されました。なお、支給停止の基準額は、賃金の変動などに応じて自動的に改定される仕組みとなっており、平成23年度については、平成22年の名目賃金の下落(マイナス2.0%)により、「47万円」が「46万円」に引き下げられました。



5月の税務と労務の手続 (提出先・納付先)

● 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

● 31日

- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚生保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]



トピック (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)

●大震災に係る雇用問題への配慮を日商に要請／細川厚労相

細川律夫厚生労働相は15日、東日本大震災により、今後相当の期間にわたり、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されることから、労働者の雇用の維持や被災者の雇入れを図るよう、日本商工会議所に要請した。同種の要請は11日に日本経団連および全国中小企業団体中央会にも行っている。

●震災被災地域の新卒者向け合同就職説明会を開催／経産省、中企庁

経済産業省、中小企業庁は被災者支援の一環として、被災地での新卒者等向け合同就職説明会を5月9日に岩手県盛岡市で開催する。他の被災県でも順次開催を予定している。また、新卒者就職応援プロジェクトの参加企業のうち、被災地域の新卒者等の雇用に積極的な企業を公表している。

●被災地域の新卒者支援／経産省の就職支援サービスサイト

経済産業省は13日、中小企業と若者をマッチングする就職支援サービス「ドリームマッチプロジェクト」のホームページをリニューアルし、被災地域の新卒者向け支援策を掲載したと発表した。ウェブ上から、被災者に配慮した採用活動を行う企業の求人情報を検索することができる。(http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110413005/20110413005.html)

後記

サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である「第3号被保険者」(専業主婦など)について、本来必要とされる「第1号被保険者」の変更届出を行わなかったために、自分の年金記録と実態との間に「不整合」を生じている方が非常に多く(数十万人、場合によっては数百万人)発生している可能性があると推計されています。これらの方への対応については、いったんは厚生労働省から「運用3号」と言われる特例通知が出されましたが、マスコミ報道でも大きく取り上げられた通り、「不公平である」「正直者がバカを見る」と批判され、この通知は廃止されました。

この問題を抜本的に解決するため、厚生労働省に特別部会が設けられ、現在、解決の方策が話し合われています。

果たして、国民が納得するような、抜本的な解決を図ることができるのか、まだまだ不透明だと言えますが、現在、法律改正(国民年金法の改正)を目指す方向で動いているようです。

現在検討されている法改正案の主な内容は、次の通りです。

(1) 受給資格期間の特例創設(いわゆる「カラ期間」の導入)

(2) カラ期間となった期間への特例追納の実施

(3) 特例追納における分割納付、追納保険料の設定ただでさえ「難しい」「複雑すぎる」と言われる年金制度ですが、保険料をきちんと支払った人が納得できるような制度改正が行われることが望まれています。